中医協 総 - 2 - 1 2 0 . 2 . 8

分かりやすい診療報酬体系に向けた取組

第1 背景

- 1 診療報酬上の算定項目の分かる明細書の発行の推進等、患者に対する情報 提供の推進と併せ、診療報酬についても、分かりやすいものとするための取 組が求められている。
- 2 「平成20年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」(平成20年1月18日中央社会保険医療協議会)においても、「I-1 医療費の内容の情報提供について」と併せ「I-2 分かりやすい診療報酬体系等について」として検討事項が掲げられている。

これらに関する現時点の検討状況をまとめると、以下のとおりである。

第2 具体的検討項目

- 1 診療報酬の名称を分かりやすくするための取組
- (1) 提供される医療の内容に即した見直し
 - 例1:「老人性認知症疾患治療病棟入院料」について、その対象が必ずしも老人に限らないため、「認知症病棟入院料」(P)に見直す。
 - 例2:平成20年度より施行される後期高齢者医療制度の診療報酬に係る項目については、名称の冒頭に「後期高齢者」を付す。(後期高齢者退院調整加算 等)
- (2) 関連項目との差別化を図るための見直し
 - 例 1: 同一の診療報酬項目の中で、複数の評価区分があるもの「〇〇料 1・〇〇料 2 など」を設ける際に、その評価区分の意義を明記する。

BOO8 薬剤管理指導料

1 救命救急入院料を算定している患者に対して行う場合

000点

2 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者に対して行う

場合

COO1 在宅患者訪問診療料

1 在宅で療養を行っている患者(居住系施設入居者等を除く。)の場合

000点

2 居住系施設入居者等の場合

000点

J038 人工腎臓

1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合(別に厚生労働大臣が定める場合を除く。)

イ 4時間未満の場合

000点

ロ 4時間以上5時間未満の場合

000点

ハ 5時間以上の場合

OOO点

例2:現行の「地域連携退院時共同指導料」について、クリティカルパスを評価する 「地域連携診療計画管理料(又は地域連携診療計画退院時指導料)」との混同を 防ぐため、「退院時共同指導料」に名称を変更する。

2 診療報酬の構成を分かりやすくするための取組

病理学的検査の重要性にかんがみ、現在第3部検査の中で評価されている 病理学的検査を、「第13部 病理診断」として新たに評価する。

3 診療報酬の算定方法を分かりやすくするための取組

閉鎖循環式全身麻酔について、現在は麻酔時に実施される手術や麻酔時間 等に応じ、複雑な加算体系となっていたものについて、診療報酬の算定方法 を分かりやすくするために構造を簡素化する。 等

(現行)

- ①患者の状態に応じ点数を設定(重症の患者、それ以外の患者)
- →②麻酔時間に応じ加算(30 分ごとに 600 点を加算)
- →③麻酔時に実施される手術等に応じ①と②を合算した点数に加算(例:坐位における脳 脊髄手術の場合は100分の100の加算、低体温で行う心臓手術は100分の200の加算

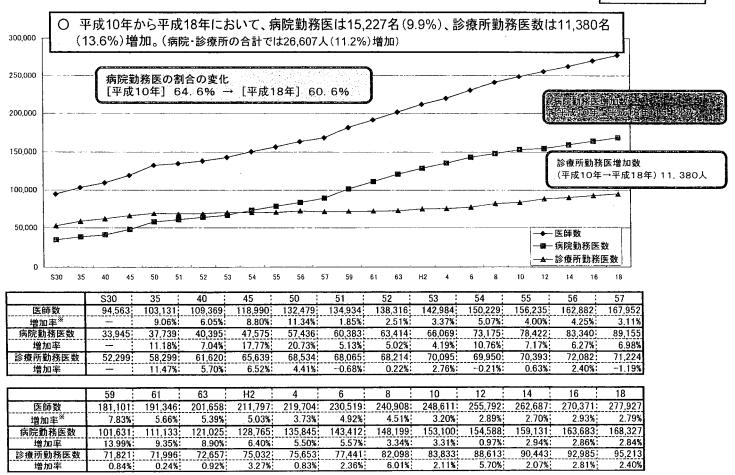
(改正案)

- ①麻酔時に実施される手術と患者の状態に応じ点数を設定
- →②麻酔時間に応じ①に加算

→・・

病院勤務医数及び診療所勤務医数の推移

中医協 総-2-2 2 0 . 2 . 8

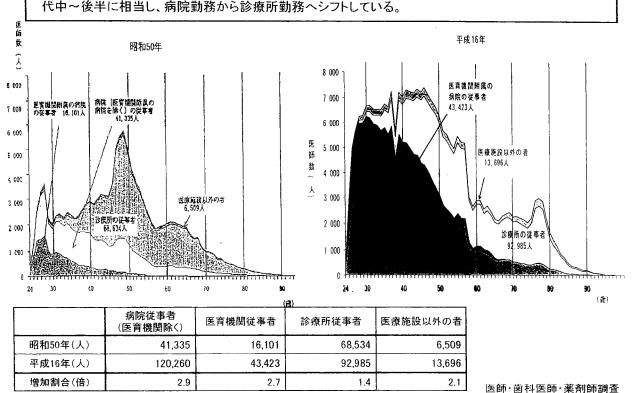


※ 増加率は前回調査時と比較した場合

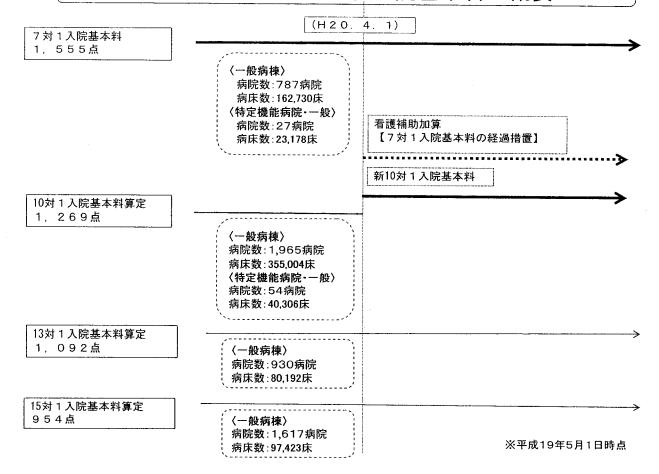
出典 医師·歯科医師·薬剤師調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

施設種別の医師数(年齢別)

○ 1県1医大制度により、多くの医師が養成されたが、その初期の世代は、平成16年データでは50歳 代中~後半に相当し、病院勤務から診療所勤務へシフトしている。



4月1日以降の一般病棟入院基本料の概要



【病棟区分別の入院基本料の点数・基準一覧】

種別	Γ	基	準		一般病棟	専門病院	障害者施設	結核病棟	精神病棟	特定機能	特定結核	特定精神
	点			数	1,555	1,555		1,447		1,555	1,447	1,311
7対1 (旧1.4対1 相当)	実	質	配	置	対7以上	対7以上		対7以上		対フ以上	対7以上	対7以上
	看	護	比	率	70%以上	70%以上		70%以上		70%以上	70%以上	70%以上
	在	院	日	数	19 日以内	30 日以内		25 日以内		28 日以内	28 日以内	28 日以内
10対1 (旧2対1 相当)	点			数	1,269	1,269	1,269	1,161	1,209	1,269	1,161	1,209
			58			対10以上	対10以上	対10以上	対10以上	対10以上	対10以上	対10以上
	ł		比	- 1		70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上
	在	院	日	数	21 日以内	33 日以内		25 日以内	25 日以内	28 日以内	28 日以内	28 日以内
13対1 (旧2.6対1 相当)	点			数		1,092	1,092	949	,		949	
	実	質	50	置	対13以上	対13以上	対13以上	対13以上			対13以上	
	看	護	比	率	70%以上	70%以上	70%以上	70%以上			70%以上	
	在	院	日	数	24 日以内	36 日以内	~-	28 日以内			36 日以内	
15対1 (旧3対1 相当)	点			数			954	886	800		886	839
					対15以上		対15以上	対15以上	対15以上		対15以上	対15以上
	1		比				40%以上	40%以上	40%以上		70%以上	70%以上
	在.	院	日	数	60 日以内			_				_
18対1 (旧3.6対1 相当)	点			数				757	712			
			<u> 5</u> 6					対18以上	対18以上			
			比					40%以上	40%以上			
	在.	院	且	数	:							
20対1 (旧4対1 相当)	点			数				713	658			
	実	質	59	置				対20以上	対20以上			
	看	護	比	率				40%以上	40%以上			
	在	院	日	数								
特別	点			数	575					-		
					対15未満							
	1 -		比									
	+		日					r		•.		
特別	点			数				550	550			
	1		56					対20未満	対20未満			
	看	護	比	率				40%未満	40%未満			
	在	院	日	数				_	_]		

中医協 総 - 2 - 4 2 0 . 2 . 8

周産期医療における新生児に対する医療 及び救急搬送に係る評価について

第1 背景

産科、小児科にかかる救急の対応については、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、国の「周産期医療システム整備指針」に基づき、都道府県が総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークの整備を行っており、この体系に基づいて、A302新生児特定集中治療室管理料やA303総合周産期特定集中治療室管理料等が設定されている。

しかしながら、救急医療機関等での病態の安定化後に産科や小児科など の専門的な医療機関で治療を行う必要があり、また、病態の急激な変化に 対応できるよう、医師が同乗し、救急用の自動車等で当該患者を搬送する 必要が生じている。

第2 診療報酬上の評価

A212-2 新生児入院医療管理加算

750 点

C004 救急搬送診療料

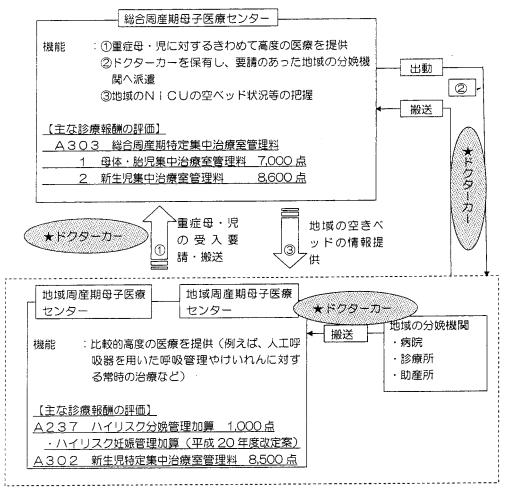
650 点

- 注1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療 上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算 定する。
- 注2 6歳未満の乳幼児に対して当該診療を行った場合は、所定点数に150点を加算する。

第3 具体的検討項目

リスクの高い新生児に対して高度の医療を提供した場合の評価を引き上げる。また、小児患者等を含めて病態が不安定な患者を、医師が同乗 し救急用の自動車等で搬送した場合の評価を引き上げる。

周産期医療に係る診療報酬の概要



※NICU:新生児集中治療管理室 MFICU:母胎・胎児集中治療管理室

※ドクターカーで搬送した場合は、救急搬送診療料を算定できる。